

軽自動車の廃車の手続きは3月30日まで！

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に課税になります。軽自動車（原動機付自転車、農耕車を含む）を所有しなくなったときは、速やかに廃車の手続きをしてください（軽自動車税は、月割課税ではありません）。

各種軽自動車廃車手続き場所は次のとおりです。

税務課窓口

- ・原動機付自転車（125cc以下のバイク）
- ・小型特殊自動車（農耕車等）

関東運輸局栃木運輸支局

- ・二輪（側車付のものを含む）
- ・二輪の小型自動車

軽自動車検査協会栃木事務所

- ・三輪
- ・四輪（乗用・貨物、自家用・営業用）
- ・ボートトレーラー

問い合わせ先

- ・税務課 ☎(32)8892
- ・関東運輸局栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8 ☎050(5540)2019
- ・軽自動車検査協会栃木事務所

宇都宮市西川田本町1-2 37 ☎050(3816)3107

ご存知ですか？固定資産の縦覧・閲覧制度

毎年、納税通知書を発送する前に、納税者の方に課税台帳をお見せする期間を設けています。4月2日(月)から、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧が始まります。ぜひ、この機会にご活用ください。

たとえばこんな方・・・

- ・自分の固定資産税額がいくらになるのか心配。
- ・自分の土地・家屋と他の方の土地・家屋の評価額を比較して、適正であるか確認したい。
- ・土地や家を借りているが、その評価額や税額がいくらになっているのか知りたい。
- ・今年になってから土地を取得したが、その土地がどのような評価をされているのか知りたい。

土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、自己と他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認するための制度です。

縦覧場所 税務課窓口

期間

4月2日(月)～5月31日(木) (土・日・祝祭日を除く) 午前8時30分

～午後5時15分

対象者

固定資産税の納税者

必要なもの

本人確認ができるもの (納税通知書、運転免許証、健康保険証等)

代理人の方は本人確認ができるもの他に、委任状(名寄帳の取得と明記されているもの)が必要です。

手数料 無料

固定資産課税台帳の閲覧

自己の資産の価格、課税標準額、評価方法等を確認するための制度です。また、借地人・借家人等も、借りている土地・家屋の確認をすることができます。

閲覧場所 税務課窓口

期間 通年

(土・日・祝祭日、年末年始の休日を除く) 午前8時30分

～午後5時15分

対象者

- ① 固定資産の所有者
- ② 土地を有償で借りている方
- ③ 家屋を有償で借りている方
- ④ 固定資産の処分をする権利を有する一定の方

必要なもの

本人確認ができるもの (納税通知書、運転免許証、健康保険証等)

対象者の②～④に該当する方は、それらを確認できるもの。(賃貸借契約書等)

代理人の方は本人確認ができるもの他に、委任状が必要です。

手数料

・ 閲覧30分につき300円
・ 写し1枚につき300円 (縦覧期間中は無料)

問い合わせ先

税務課 ☎(32)8892

労働基準監督官採用試験のご案内

労働基準監督官は労働者が安心して働ける環境の実現を任務とする国家公務員です。

受験資格

- 1. 昭和63年4月2日から平成9年4月1日生まれの方
- 2. 平成9年4月2日以降の生まれの方で次のいずれかに該当する方

- (1) 大学を卒業した方及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの方
- (2) 人事院が(1)の基準と同等の資格があると認める方

申し込み

インターネット申し込み 詳しくは左記のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

受付期間 3月30日(金)午前9時～4月11日(水)

試験日

- ・ 1次試験 6月10日(日)
- ・ 2次試験 7月11日(水)～13日(金)のうち指定された日

問い合わせ先

栃木労働局監督課 ☎028(634)9115